

## 山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金(以下「補助金」という。)については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、地域における介護サービス等のための基盤の整備の促進を図ることを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

### (補助対象事業)

第3条 この補助金は、次に定める特別対策事業を対象とする。

#### (1) 介護基盤緊急整備特別対策事業

介護基盤緊急整備特別対策事業とは、市町村が住民にとって身近な日常生活圏域を単位として、公的介護施設等の面的な配置構想を基に、平成26年度までに実施する基盤整備事業について作成する面的整備計画に基づき、別表1の第2欄に定める施設等について、補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村が整備する事業及び民間事業者が整備する事業に対して補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。

#### (2) 既存施設スプリンクラー等整備特別対策事業

既存施設スプリンクラー等整備特別対策事業とは、消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)の施行により、平成27年4月より新たにスプリンクラー等の設置が義務付けられる既存の施設等のうち、民間事業者が別表2の第2欄に定める施設等にスプリンクラー設備等を整備する事業に対して県が補助する事業及び補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。

ただし、施設等の設置主体が地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3第1項にいう地方公共団体である施設に係る事業は対象としないものとする。(生活支援ハウス及び宿泊を伴う高齢者施設等のうち、知事又は市町村長が特に必要と認めた施設(以下、「生活支援ハウス等」という。)を除く。)

#### (3) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業とは、別表3の第2欄に定める施設等の耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業に対して、補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村が実施する事業及び民間事業者が実施する事業に対して補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は対象としない。

#### (1) 既に実施している事業

(2) 他の県補助制度又は国負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

(3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

(4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設にかかる事業

(5) その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次のとおりとする。

(1) 介護基盤緊急整備特別対策事業

市町村を補助事業者とし、市町村は民間事業者への補助により事業を実施することができるものとする。

(2) 既存施設スプリンクラー等整備特別対策事業

別表2第1欄の補助事業者とし、市町村が補助事業者となる場合は、民間事業者への補助により事業を実施できるものとする。

(3) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

市町村を補助事業者とし、市町村は民間事業者への補助により事業を実施することができるものとする。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表1、2、3の第5欄並びに第6欄に掲げるとおりとする。

(補助金交付額の算定方法)

第6条 特別対策事業の補助金交付額は、次により算出した額とする。

(1) 介護基盤緊急整備特別対策事業

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について(平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知)」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」(以下「交付金実施要綱」という。)の第2の(1)から(5)及び第3に準じて算出するものとし、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額の合計額と比較して少ない方の額を交付額とする。

なお、この場合、第2の(1)中の「今後3年以内」は「平成21年度から平成26年度までの6年間」と、第2の(5)の(エ)中の「別表2(1)の第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額」は「山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金交付要綱の別表1の第3欄に定める配分基礎単価に第4欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第5欄に定める対象経費の実支出額の合計額」と読み替えるものとする。

また、地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る内容については適用しないものとする。

(2) 既存施設スプリンクラー等整備特別対策事業

別表2の第2欄に定める事業の区分ごとに、第3欄で定める交付基準単価に第4欄に定める単位の数を乗じて得た額と第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して最も少ない額を交付額とする。(ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)

また、県が別表2第1欄の施設設置者に対して補助金を交付する場合にあっては、事業ごとに算出した額を交付額とするものとする。

(3) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

別表3の第2欄に定める事業の区分ごとに、第3欄で定める交付基準単価に第4欄に定める単位の数を乗じて得た額と第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から

寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して最も少ない額を交付額とする。(ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、次に定める補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業者が市町村の場合

介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金交付申請書(様式第1-1号)

(2) 補助事業者が施設設置者の場合

介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金交付申請書(様式第1-2号)

(補助金交付の条件)

第8条 規則第6条の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 県が補助する特別対策事業の場合

県が、民間事業者の実施する事業(以下「県補助対象事業」という。)に対して、この補助金を交付する場合は、県補助対象事業を実施する者(以下「県補助対象事業者」という。)に対し次の条件を付すものとする。

ア 県補助対象事業の内容の変更(補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更を除く。)をする場合には、変更承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

イ 県補助対象事業を中止し、又は廃止(一部の中止、又は廃止を含む。)する場合には、中止・廃止承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

ウ 県補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は県補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

カ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 県補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第4号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、県補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- ク 県補助対象事業者は、県補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を県補助対象事業の完了の日（事業の廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
  - ケ 県補助対象事業者が県補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
  - コ 県補助対象事業者が県補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
  - サ 県補助対象事業者が県補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
  - シ 県補助対象事業者がアからサにより付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に納付させることがある。
- (2) 市町村が実施する特別対策事業の場合
- 県が、市町村が実施する特別対策事業（以下「市町村実施事業」という。）に対して、この補助金を交付する場合は、市町村に対し次の条件を付すものとする。
- ア 市町村実施事業の内容の変更（補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更を除く。）をする場合には、変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、介護基盤緊急整備特別対策事業及び既存施設スプリンクラー等整備特別対策事業と認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業との間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
  - イ 市町村実施事業を中止し、又は廃止する場合には、中止・廃止承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
  - ウ 市町村実施事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村実施事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - エ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けず、この市町村実施事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
  - オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
  - カ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村実施事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
  - キ 市町村実施事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村実施事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村実施事業完了の日（事業の廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
  - ク 市町村実施事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
  - ケ 市町村がアからクにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を

県に納付させることがある。

(3) 市町村が補助する特別対策事業の場合

県が、市町村が民間事業者の実施する事業(以下「市町村補助対象事業」という。)に補助する事業(以下「市町村補助事業」という。)に対して、この補助金を交付する場合は、市町村に対し次の条件を付すものとする。

- ア 市町村補助対象事業の内容の変更(補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更を除く。)をする場合には、変更承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、介護基盤緊急整備特別対策事業及び既存施設スプリンクラー等整備特別対策事業と認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業との間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- イ 市町村補助事業を中止し、又は廃止する場合には、中止・廃止承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- ウ 市町村補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- エ 市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村補助事業完了の日(事業の廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- オ 市町村が市町村補助対象事業に対して、この補助金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村補助対象事業を実施する者(以下「市町村補助対象事業者」という。)に対し次の条件を付さなければならない。
  - (ア)市町村補助対象事業の内容を変更(補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更を除く。)する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。ただし、介護基盤緊急整備特別対策事業、既存施設スプリンクラー等整備特別対策事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業との間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
  - (イ)市町村補助対象事業を中止し、又は廃止(一部の中止、又は廃止を含む。)する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
  - (ウ)市町村補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
  - (エ)市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
  - (オ)市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
  - (カ)市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
  - (キ)市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告し

なければならない。

なお、市町村補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

（ク）市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を市町村補助対象事業の完了の日（事業の廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（ケ）市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

（コ）市町村補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

（サ）市町村補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

（シ）市町村補助対象事業者が（ア）から（サ）により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市町村に納付させることがある。

カ オにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

キ オの（オ）又は（キ）により、市町村補助対象事業者から財産処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

ク オの（シ）により、市町村補助対象事業者から市町村へこの補助金の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

#### （実績報告）

第9条 補助事業者は、特別対策事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、次のとおり事業実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

（1）補助事業者が市町村の場合

介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金実績報告書（様式第5 - 1号）

（2）補助事業者が施設設置者の場合

介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金実績報告書（様式第5 - 2号）

#### （補助金の交付）

第10条 知事は、必要があると認める場合には、出来高の範囲内で、補助事業者に対し、概算払いにより補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成21年10月26日から施行し、平成21年7月22日から適用する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日をもって廃止する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱廃止後も、なお効力を有する。

附則(平成23年1月17日一部改正)

- 1 この要綱は、平成23年1月17日から施行し、平成22年12月14日から適用する。

附則(平成23年3月31日一部改正)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年度以後から実施する特別対策事業について適用し、平成22年度において、旧要綱に基づく補助金の交付を受けた特別対策事業であって、平成23年度においても補助金を充てて継続実施する特別対策事業については、なお従前の例による。

附則(平成24年3月30日一部改正)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正については、同年3月31日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年度以後から実施する特別対策事業について適用し、平成23年度において、旧要綱に基づく補助金の交付を受けた特別対策事業であって、平成24年度においても補助金を充てて継続実施する特別対策事業については、なお従前の例による。

附則(平成25年3月14日一部改正)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正については、同年3月31日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年度以後から実施する特別対策事業について適用し、平成24年度において、旧要綱に基づく補助金の交付を受けた特別対策事業であって、平成25年度においても補助金を充てて継続実施する特別対策事業については、なお従前の例による。

附則(平成25年5月21日一部改正)

- 1 この要綱は、平成25年5月21日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則(平成26年3月31日一部改正)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の失効規定の改正については、同年3月31日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年度以後から実施する特別対策事業について適用し、平成25年度において、旧要綱に基づく補助金の交付を受けた特別対策事業であって、平成26年度においても補助金を充てて継続実施する特別対策事業については、なお従前の例による。

附則(平成26年5月13日一部改正)

この要綱は、平成26年5月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。